

介護予防訪問看護重要事項説明書

2024 年 6 月 1 日 現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (075) 332-0032

担当 訪問看護ステーション「シミズ」 管理者 井藤 史子

* ご不明な点は何なりとお尋ねください。

2. 訪問看護ステーション「シミズ」の概要

(1)事業所名 医療法人清仁会 訪問看護ステーション「シミズ」

(2)所在地 京都市西京区大枝東新林町 3 丁目 6

(3)介護予防指定機関 訪問看護

(4)介護保険指定機関 訪問看護

(5)医療保険指定機関 訪問看護

(6)サービス内容 訪問看護・介護予防訪問看護

(7)通常のサービス提供区域は西京区

* 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(8)同事業所の職員

管理者（看護師） 1 名

看護師 名

(9)サービス提供日、時間帯

月曜日から土曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分

（日曜、祝日および 12 月 30 日～1 月 3 日は休み）

3. サービスの内容

健康状態のチェック、身体上の相談・調整、療養上の相談・援助、医師の指示による処置、介護指導、関係機関との連携、その他特殊機器等に関する管理指導等

4. 利用料金

(1)利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割・3 割）が自己負担額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用分は全額自己負担となります。

(サービス提供体制強化加算を含む)

	20 分未満	30 分未満	30～60 分未満	60～90 分未満
正看護師	309 単位(330 円)	457 単位(489 円)	800 単位(856 円)	1096 単位(1172 円)
早朝・夜間の場合 (6:00～8:00 18:00～22:00)	25%加算			
深夜の場合 (22:00～6:00)	50%加算			
サービス提供体制 強化加算	6 単位 (6 円) /回			
退院時共同加算	600 単位 (642 円) /回			
初回加算	300 単位 (321 円) /月 * 退院日に初回の場合 350 単位 (375 円) /回			

複数名 訪問加算	254 単位(272 円) * 30 分未満	402 単位(431 円) * 30 分以上
長時間 訪問看護加算	300 単位(321 円) * 90 分以上、特別管理加算対象の方のみ	

緊急時訪問看護加算	574 単位(614 円)
-----------	---------------

特別管理加算 I	500 単位(535 円)
特別管理加算 II	250 単位(268 円)

* 上表の料金設定の基本となる時間は、ご利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2)交通費

西京区の方は無料です。

通常の事業実施地域を越えて行う訪問看護に要する交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点からの距離を算定基準とします。医療法人清仁会の規定に従い、キロメートルに応じた交通費の実費負担が必要となります。

3km 以内	3～5km 以内	5～9 k m以内	9 k m以上
150 円	300 円	500 円	750 円

- * 公共交通機関およびタクシー利用時は実費とする。
- * 通常のサービス実施地域外で、高速道路を利用し訪問した場合の交通費は、利用者と合意の上実費とする。

(3)その他

- ① ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者様の負担となります。
- ② 料金のお支払い方法は、毎月 15 日前後に前月分の請求をさせていただきますので、その月中にお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行します。

5. 緊急時の対応

サービス提供時に、ご利用者様の病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は速やかに主治医など、関係者に連絡を取り、必要な処置を講じます。

6 事故発生時の対応

事業者のサービス提供にあたり、万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡を取る等、必要な処置を講じると共に、ご家族様への連絡を行います。

事業者のサービス提供時にご利用者様の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者様に対してその損害を賠償します。

事故の内容によっては、京都府、市町村の行政機関に報告します。

7. 虐待防止のための推進

- 1) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行います。
また、従業者に対して研修を実施する等の措置を行います。
- 2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 3) 虐待防止のための指針を整備します。
- 4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。
- 5) 各項の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

8. 身体拘束等の適正化の推進

- 1) 当事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- 2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

9. 感染症対策の推進

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年 1 回以上実施します。

10. 学生実習について

当法人は、看護の質の向上を図り、在宅 医療・ケアを担う次世代人材育成が急務となっている状況により看護学生の臨地実習を受け入れております。

訪問に同行する場合があります。個人情報や感染対策等の注意致しますが、ご都合悪い場合はお伝えください。

11. サービス内容に対する相談や苦情処理について

(1)担当者 訪問看護ステーション「シミズ」 井藤 史子 (管理者)
電話 075-332-0032 FAX 075-332-0024

(2)その他 各市区町村の相談窓口または国民健康保険連合会までお問い合わせ下さい。

窓 口	受付時間	電話番号
洛西支所 健康長寿推進課	月～金曜日 9:00～17:00	075-332-9274
西京区役所健康長寿推進課	月～金曜日 9:00～17:00	075-381-7638
右京区役所健康長寿推進課	月～金曜日 9:00～17:00	075-861-1430
南区役所健康長寿推進課	月～金曜日 9:00～17:00	075-681-3296
向日市役所健康長寿推進課	月～金曜日 9:00～17:00	075-931-1111
京都府国民保険団体連合会	月～金曜日 9:00～17:00	075-354-9011

お気付きの点がございましたら何なりとお申し付けください。

京都市西京区大枝東新林町 3 丁目 6
医療法人 清仁会
訪問看護ステーション「シミズ」
管理者 井藤 史子
電話 075-332-0032

看 護 内 容

1. 全身状態の観察
2. 保清（清拭、洗髪）等による清潔援助
3. 食事・排泄等、日常生活のお世話
4. 褥創（床ずれ）の予防
5. 療養生活や介護方法の指導
6. 認知症患者の看護
7. その他、医師の指示による医療的処置
8. カテーテル等の管理
9. リハビリテーション

重要事項説明書

介護予防訪問看護の開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 事業所名： 医療法人 清仁会 訪問看護ステーション「シミズ」

京都府指定 264090038

住所： 京都市西京区大枝東新林町 3 丁目 6

代表者名： 清水 史記

説明者 氏名：

私は事業者から介護予防訪問看護についての重要事項の説明を受け介護予防訪問看護を受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、主治医や医療機関・介護支援専門員、他のサービス事業所の担当者等と連携する必要性が生じた際、担当者会議等の際、目的の範囲内において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者 住所：

氏名：

代理人 住所：

氏名：

(利用者との続柄：)

*交通費についての負担額 1 回の訪問当たり 円

*緊急時訪問看護加算 あり ・ なし

*特別管理加算 あり(I・II) ・ なし